

Go To トラベル事業

Go To トラベル事業の概要①

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 1 / 2 相当額 を支援。
- 支援額の内、① 7 割 は 旅行代金 の 割引 に、② 3 割 は 旅行先 で使える 地域共通クーポン として付与。
- 一人一泊あたり 2 万円が上限（日帰り旅行については、1 万円が上限）。
- 連泊制限 や利用回数の 制限なし。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の 2 分の 1 相当額)

① 旅行代金割引

支援額の 7 割
(3 5 %)

② 地域共通
クーポン

支援額の
3 割
(1 5 %)

【地域共通クーポン】

- 1 枚 1,000 円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000 円未満は四捨五入)
- 支援額 3 割を地域共通 クーポン として 利用者に配布。
- 地域の観光協会 や観光地域づくり法人 (DMO) ・ 商工会 等を通じて、地域の店舗の参加・登録 を呼びかけ。
- 事務局で一括発行 し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

① 旅行代金割引 と ② 地域共通クーポン が 1 セット

Go To トラベル事業の概要②

○ 事業開始は、令和2年7月22日（水）から。

- ・ 海の日を含む 7月4連休 の前日の 7月22日 以降に開始する旅行代金の 割引を先行的に開始。
（ 35%割引 （代金の1／2相当額×7割） ）
※ この場合、支援額は一人一泊あたり1万4千円が上限（日帰り旅行については、7千円が上限）。
- ・ 7月22日 以降の旅行を 既に予約 している方々については、旅行後の 申請により割引分を還付。
※ 還付申請の対象となる旅行商品は、本事業の登録参加事業者が販売するものに限り、本事業の割引支援の対象となるものに限る。
- ・ 7月27日（月） 以降、旅行業者、予約サイト、宿の直販予約システム等において、準備が整った事業者から、割引価格での旅行の販売を実施。
※ 本事業の参加事業者登録の前に、割引価格での旅行の販売を行うことは不可。旅行の予約の時点で登録ができていない場合であっても還付の申請はできる。ただし、要件を満たさない等の理由により事業者の登録が認められない場合は割引や還付の対象とはならない。



Go To トラベル事業の概要③

○ 旅行後に割引分の還付を申請する場合の流れ ※ 詳細は調整中であり、事務局の立上げ後に改めてお知らせする予定。

(1) 旅行者から事務局への申請

※ 割引分の還付は旅行代金を受け取った者（宿泊施設を除く）を経由して行う。予約サイトで予約した場合、決済も予約サイトで行っている場合は予約サイトから、現地払いの場合は旅行者が事務局に申請する。

→以下の書類を事務局に郵送又はオンラインで提出。

(例：宿泊の場合)

- ・ 申請書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）
- ・ 領収書（原本）
- ・ 宿泊証明書（宿泊時に宿泊施設から入手）
- ・ 個人情報同意書（様式は事務局ホームページ・宿泊施設等で入手）

(2) 事務局で書類を確認後、旅行者に還付

→**口座振込、クレジットカード振込**等。



旅行者 → 事務局

(郵送又はオンラインを予定)

Go To トラベル事業の概要④

○ 地域共通クーポンについて

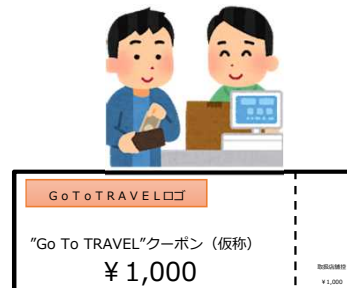
- ・ 地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
 - ・ お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の15%（代金の1 / 2 相当額 × 3 割）（※）。
- ※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満は四捨五入）
- ・ 旅行先の都道府県 + 隣接都道府県において、旅行期間中に限って使用可能。

地域クーポン利用イメージ



地域共通クーポン提示、
商品・サービス購入に利用

①紙媒体のクーポン（商品券）



②電子媒体のクーポン



地域共通クーポン加盟店（※）
（旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、
アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



※ 地域の観光協会や観光地域づくり法人（DMO）・商工会等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。

支援額の例

○具体的な利用イメージ

① 1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額
10,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：3,000円

旅行代金割引：7,000円

② 1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊
20,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

支援額の内訳

地域共通クーポン：6,000円

旅行代金割引：14,000円

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）



申し込み



旅行代理店・
予約サイト経由で



（中小旅行業者含む）

宿泊施設に直接



（直販予約システム等）

① 宿泊（※）+ 交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



+



高速道路



航空



鉄道



タクシー



バス



旅客船

※性風俗関連特殊営業を営む宿泊施設を除く

※宿泊と交通機関等がセットになった商品の場合は、交通機関等も割引対象。

② 宿泊のみ

（※個人で手配する交通は割引対象外）



+



高速道路



航空



鉄道



タクシー

割引対象外

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

③ 宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車

※座席のみとみなされるものを除く

団体旅行



申し込み



旅行代理店・
予約サイト経由、
宿泊施設に直接



（中小旅行業者含む）（直販予約システム等）

例① 修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。

例② 職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

 割引対象範囲

- 往復の乗車券等の移動+ **旅行先での消費となる** 食事や観光体験等とのセットプランが対象。

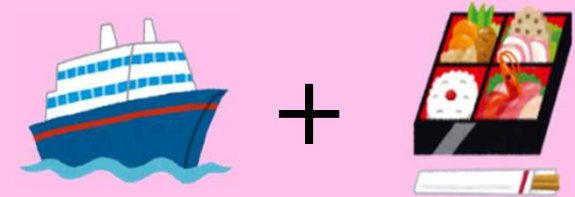
個人旅行（家族旅行含む） ・ 団体旅行

例：往復交通+α

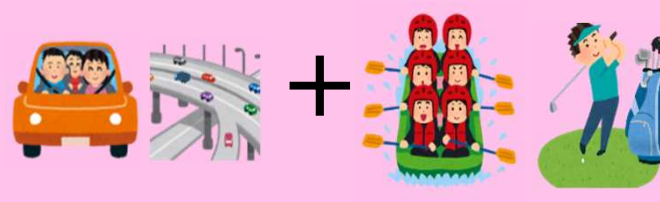
往復乗車券+日帰り温泉券



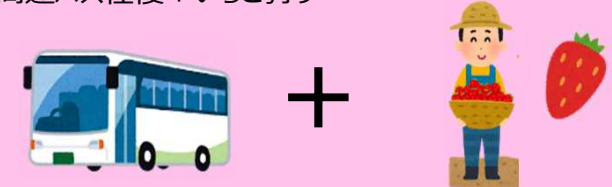
往復乗船券+旅行先でのランチ



高速道路周遊パス+体験型アクティビティ



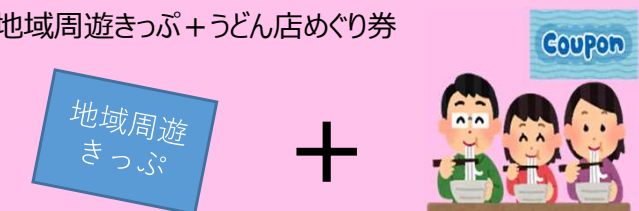
高速バス往復+いちご狩り



往復航空券+体験型アクティビティ



地域周遊きっぷ+うどん店めぐり券



※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

旅行代理店・
予約サイト経由で



(中小旅行業者含む)

〔旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む〕

申し込み

旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合

宿泊施設

旅行者

地域共通クーポン加盟店
(旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など)

①宿泊予約

(宿泊施設に直接、旅行代理店・予約サイト経由)

支援額 (代金の2分の1相当額)

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分

(※旅行者は13,000円支払)

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分

④地域共通 クーポン利用

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合

旅行業者

※ 1人1泊あたり2万円が支援額の上限
→ 2泊では4万円の支援

①旅行商品予約

支援額（代金の2分の1相当額）

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 28,000円分※

（※旅行者は72,000円支払）

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 12,000円分※

旅行者

地域共通クーポン加盟店
（旅行先の土産物店、飲食店、
観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設



交通機関



④地域共通 クーポン利用

旅行者による利用イメージ③

例) 1人 **3万円**の日帰り旅行（往復の交通費＋食事や観光体験等）に参加する場合

旅行業者



※ 1人あたり1万円が支援額の上限

①旅行商品予約

支援額（代金の2分の1相当額）

②旅行代金割引

支援額の7割程度

= 7,000円分※

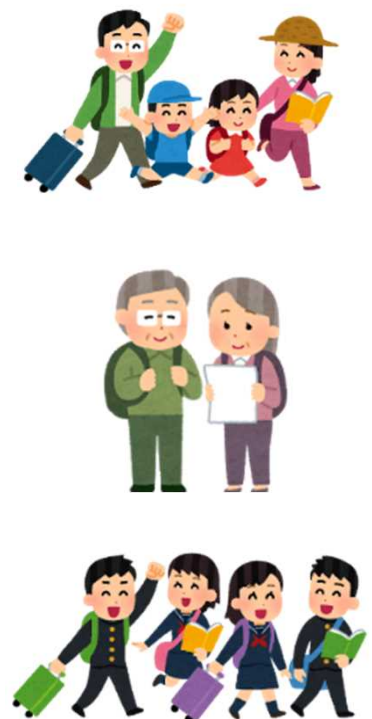
（※旅行者は23,000円支払）

③地域共通クーポン配布

支援額の3割程度

= 3,000円分※

旅行者



地域共通クーポン加盟店

（旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など）

土産物店



飲食店



観光施設

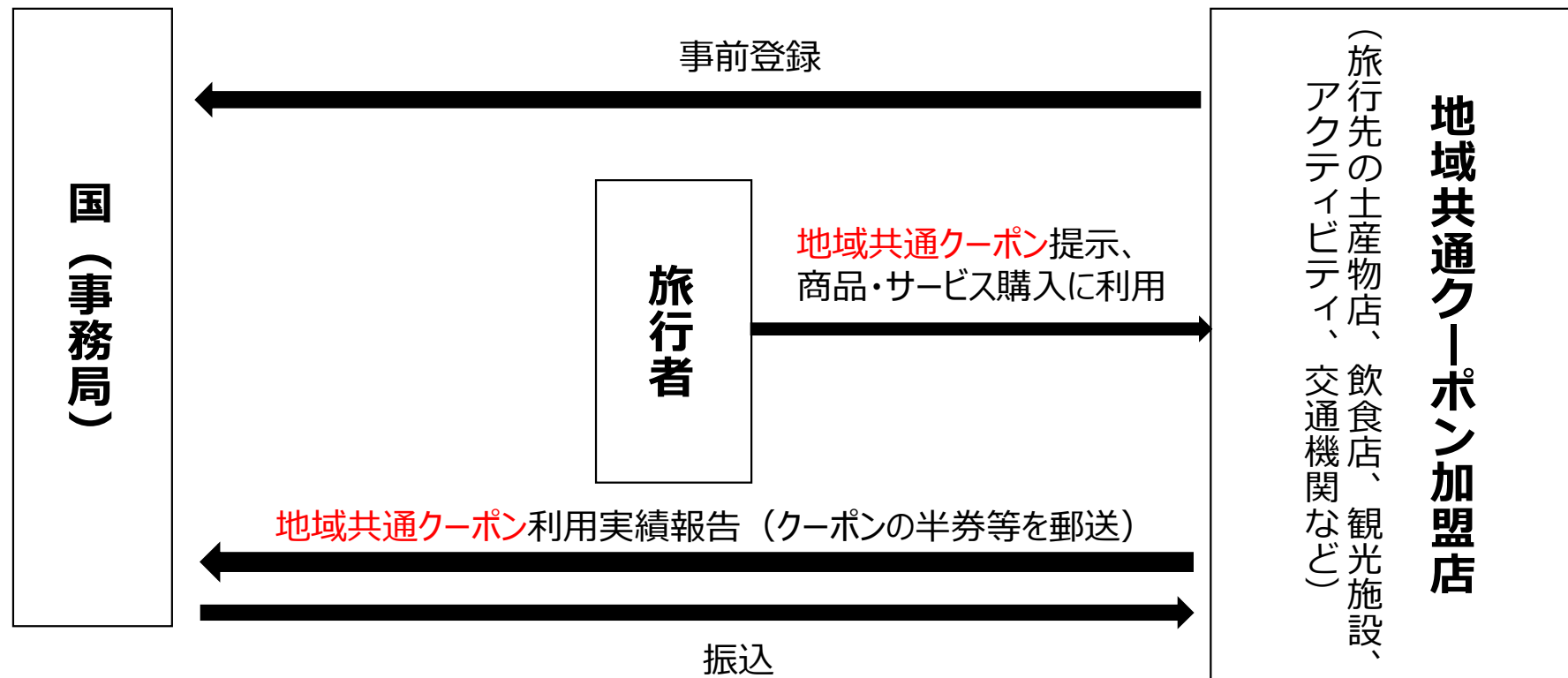


交通機関



④地域共通クーポン利用

地域共通クーポン加盟店における手続きの流れ



- クーポンの利用可能店舗は、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など幅広い業種を対象とし、全国津々浦々から広く募集。
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会等を通じて、きめ細かく周知（（オンライン）説明会の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などを検討中）。
- 利用可能店舗には、わかりやすい形でステッカー等を掲示するとともに、利用可能店舗の一覧をHPなどで周知。
- 利用可能店舗からクーポンの半券等の郵送を受けた上で、あらかじめ登録された銀行口座へ補助金を振り込む等の形で精算することを想定。
- 説明会は事務局によるもののほか、7/13（月）から各運輸局主催で、全国で59回開催予定（7/9時点）

地域共通クーポンで購入できないもの

調整中

- 地域共通クーポンは、**旅行中における地域での消費も喚起する**観点から付与するもの。
- このため、次の物品又はサービスの購入等については、地域共通クーポンの利用対象外。

①行政機関への支払い

- ①所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ②社会保険料（医療保険、年金保険等）
- ③宝くじ
- ④その他（市指定のゴミ袋、公営ギャンブル（競馬・競輪・競艇・オートレース）等）
※宿泊サービス、博物館・美術館の入館料等、現業に対する対価は対象

②日常生活の継続的な支払い

- ①光熱費、電話料金等
- ②NHK放送受信料
- ③不動産賃料
- ④駐車場の月極・定期利用
- ⑤保険商品

③遊技場営業、性風俗関連特殊営業等

- ①反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等
- ②遊技場営業（風営法第2条1項第4号及び第5号）を営む店舗で提供される商品、サービス等
（主たる業務の内容として当該営業を営む店舗に限る。）
- ③性風俗関連特殊営業（風営法第2条第5項）を営む店舗で提供される商品、サービス等
（主たる業務内容として当該営業を営む店舗に限る。）

④換金性の高いモノ

- ①金券（ビール券、清酒券、図書券、旅行券等）、店舗が独自に発行する商品券、切手、収入印紙等
- ②プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ③金融商品（預貯金（振込を含む）、株式、投資信託等
- ④現金等との交換（地域共通クーポンの売却等）

⑤その他

- ①事業活動に係る商品、サービス等の購入
- ②宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金の支払い
- ③既存の債務の弁済
- ④無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの

※地域共通クーポンの利用地域と隣接する都道府県まででサービスが完結するもののみを対象とする。

旅行需要の平準化に向けた取組

- ・ 旅行需要の平準化のため、事業のプロモーション等において、夏季等における休暇の分散取得、有給休暇の積極的取得、ワーケーション、滞在型旅行の促進等を広報周知。

【イメージ】

休暇取得の分散化
・ 滞在型旅行の促進

7月22日
(水) 事業開始

旅行・宿泊

夏

秋

冬

春



業界別ガイドラインと新しい生活様式に適合した「新しい旅のエチケット」の普及

○本事業において「新しい旅のエチケット」の更なる利用者への周知を**実施**。

○旅行者が安全安心に旅行できる環境を整備するため、

- ・ 宿泊・旅行業者等の観光関連事業者が作成された感染拡大予防ガイドラインの**実施の徹底**をお願いする。
- ・ 旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の浸透を図る。

○業界別ガイドライン

- ・ 5/14以降、業界団体が感染症専門家に助言を受けながら作成。（国は指導・助言）
- ・ 各エリア・場面ごとにおける留意点、対策等を規定。
- ・ 最新の状況・知見等に対応して随時見直していく。

【宿泊関係業界】

作成主体：日本ホテル協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟

【旅行関係業界】

作成主体：日本旅行業協会、全国旅行業協会

【貸切バス】

作成主体：貸切バス旅行連絡会（日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会）

等

○旅行者向け「新しい旅のエチケット」

- ・ 6/19に、旅行者視点での感染防止の留意点等をまとめた「新しい旅のエチケット」（発行元：旅行連絡会※、協力：国土交通省・観光庁）を公表。

※旅行連絡会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関係業界の業界団体等で構成

- ・ 旅行連絡会加入団体等より、HP・ポスター掲示・チラシ配布等により旅行者へ周知を実施。

(例)

